



鳥取県公報

平成12年7月18日(火)
第7198号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（総務課）	1
◇ 告 示	生活保護法に医療機関の指定（福祉保健課）	2
	生活保護法による施術所の指定（ 〃 ）	3
	生活保護法による医療機関の変更（ 〃 ）	3
	生活保護法による診療所等の廃止（ 〃 ）	3
	土地改良区の役員の就退任（耕地課）	3
	土地改良区の定款の変更の認可（ 〃 ）	5
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）	5
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（会計課）	5
◇ 雑 報	行政書士試験の実施（総務課）	6

訓 令

鳥取県訓令第13号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
1 略					1 略				
2 専用知事印	鳥取県知事印 何専用	27ミリメートル平方	主務課長 機関の長		鳥取県知事印 何専用	27ミリメートル平方	主務課長 機関の長		
	鳥取県知事印	長方形 縦 4ミリメートル 横 18ミリメートル	消防課長	危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の修了認定用					
					鳥取県知事印	10ミリメートル平方	消防課長	危険物取扱者免状及び消防設備士免状用	
3～22 略					3～22 略				

附 則

この訓令は、平成12年7月18日から施行する。

告 示

鳥取県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
メディカル・カウンセリングルーム 福田クリニック	西伯郡淀江町大字淀江1075	平成12年5月23日
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬611-1	平成12年6月1日
かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	平成12年5月1日

鳥取県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術所を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社長寿支援センター篠原鍼灸整骨院	境港市元町16	平成12年3月8日

鳥取県告示第446号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
イヌイ薬局トスク吉方店	鳥取市吉方温泉四丁目603	平成12年4月1日

鳥取県告示第447号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬611-1	平成12年5月31日
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目323	平成12年2月14日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目511	平成12年6月1日

鳥取県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	小林弘美	東伯郡赤碕町大字赤碕47
〃	森嘉男	東伯郡赤碕町大字赤碕1651
〃	大島忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕1519
〃	小倉萬造	東伯郡赤碕町大字赤碕406-1
〃	大黒泰平	東伯郡赤碕町大字赤碕554-1
〃	小松一雄	東伯郡赤碕町大字赤碕779
〃	入江徹	東伯郡赤碕町大字別所417-1
〃	丸本忠良	東伯郡東伯町大字八橋1735
〃	鉄本忠宏	東伯郡東伯町大字八橋1494
〃	浅田義彰	東伯郡赤碕町大字出上353-3
〃	澤田行光	東伯郡赤碕町大字出上15-27
〃	高橋廣吉	東伯郡赤碕町大字勝田189
〃	財賀幸紀	東伯郡赤碕町大字佐崎145
〃	小川道雄	東伯郡赤碕町大字竹内271
〃	入江忠夫	東伯郡赤碕町大字宮木310-1
〃	高力博文	東伯郡赤碕町大字高岡366
〃	永田邦義	東伯郡赤碕町大字鏡津131-5
〃	湯原昭宣	東伯郡赤碕町大字八幡986
〃	秦野正志	東伯郡赤碕町大字湯坂73
〃	石賀昭一	東伯郡赤碕町大字尾張173-3
〃	谷本伊勢雄	東伯郡赤碕町大字竹内580
〃	田中満雄	東伯郡赤碕町大字八幡792-1
監事	杉山輝	東伯郡赤碕町大字松谷597-1
〃	山田道雄	東伯郡赤碕町大字西宮12-1
〃	川上喜八朗	東伯郡赤碕町大字高岡284

平成12年6月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	小林弘美	東伯郡赤碕町大字赤碕47
〃	森嘉男	東伯郡赤碕町大字赤碕1651
〃	大島忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕1519
〃	小倉萬造	東伯郡赤碕町大字赤碕406-1
〃	大黒泰平	東伯郡赤碕町大字赤碕554-1
〃	小松一雄	東伯郡赤碕町大字赤碕779
〃	入江徹	東伯郡赤碕町大字別所417-1
〃	鉄本忠宏	東伯郡東伯町大字八橋1494
〃	浅田義彰	東伯郡赤碕町大字出上353-3
〃	前田智章	東伯郡赤碕町大字出上15-31
〃	高橋廣吉	東伯郡赤碕町大字勝田189
〃	財賀幸紀	東伯郡赤碕町大字佐崎145
〃	小川道雄	東伯郡赤碕町大字竹内271
〃	入江忠夫	東伯郡赤碕町大字宮木310-1
〃	山下範泰	東伯郡赤碕町大字高岡59-1

- ゝ 永 田 邦 義 東伯郡赤碕町大字笥津131-5
- ゝ 湯 原 昭 宣 東伯郡赤碕町大字八幡986
- ゝ 秦 野 繁 春 東伯郡赤碕町大字湯坂77
- ゝ 石 賀 昭 一 東伯郡赤碕町大字尾張173-3
- ゝ 谷 本 伊勢雄 東伯郡赤碕町大字竹内580
- ゝ 田 中 満 雄 東伯郡赤碕町大字八幡792-1
- ゝ 丸 本 忠 良 東伯郡東伯町大字八橋1735
- 監 事 伊 藤 英 之 東伯郡赤碕町大字松谷369
- ゝ 山 田 道 雄 東伯郡赤碕町大字西宮12-1
- ゝ 高 力 博 文 東伯郡赤碕町大字高岡366

平成12年6月21日就任 任期4年

鳥取県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を平成12年7月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第450号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字釜ノ谷2183の1・字桐ノ木谷2184・2185・字カシキ谷2188の1・2388の2・2188の22・2188の32・2193・字野路谷2058の1・2058の2・2058の22（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、高尾字野路山704の6、704の7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第451号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成12年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成12年6月30日	日野郡日野町根雨71-1	鳥取県職連合西部支部 日野地域保健福祉部分会分会長

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成12年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成12年7月18日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂 子 田 隆

1 試験の日時

平成12年10月22日（日） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

（1）行政書士の業務に必要な法令等

行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中から適宜出題する。

なお、法令の内容については、平成12年4月1日現在施行されているものとする。

（2）一般教養

4 受験手続

（1）提出書類

受験願書一式

（2）提出先

〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル7階
財団法人行政書士試験研究センター

（3）受付期間

平成12年8月15日（火）から同年9月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による場合は、平成12年9月5日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

（4）受験手数料

7,000円

5 問合せ先

〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル7階
財団法人行政書士試験研究センター
電話03-5725-7460

6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成13年1月15日（月）午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知を郵送する。

8 受験願書の配布

受験願書は、財団法人行政書士試験研究センターのほか次の場所において平成12年8月1日（火）から配布する。

鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内
鳥取県中部県民局	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所内
鳥取県西部県民局	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所内